

第4章 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成28年に国が策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」において、自治体で計画の策定や改訂を行う際には、SDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。本章では施策の展開方向ごとに、関連するSDGsの17の目標及び169のターゲットを示します。

| 環境基本計画 | 17の目標 | 169のターゲット |
|----------------------------|---|--|
| 1 生活環境 | | |
| (1)ごみの減量とリサイクル | 11 住み続けられるまちづくりを  | 【12.3】 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 【12.5】 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 |
| ①ごみの発生を減らす | | |
| ②リサイクルを推進する | | |
| ③ごみの適正処理を推進する | 12 つくる責任 使う責任  | |
| ④不法投棄対策を推進する | | |
| ⑤環境にやさしい物品を利用する | | |
| ⑥環境教育に取り組む | | |
| (2)エネルギーの有効利用 | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  | 【7.2】 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 【7.a】 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。 |
| ①再生可能エネルギーの導入 | | |
| ②省エネルギー型社会の実現 | | |
| (3)環境美化の促進 | 12 つくる責任 つかう責任  | 【12.8】 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。 |
| ①地域ぐるみの美化活動 | | |
| ②空き缶、タバコなどのポイ捨て及び犬猫のふん放置対策 | | |
| ③不法投棄対策 | | |
| ④空家・空き地の管理対策 | | |

| 環境基本計画 | 17の目標 | 169のターゲット |
|---|---|---|
| 2 自然環境 | | |
| (1)クリーン農業の促進 ①農地の保全 ②土壌環境の保全 ③安全・安心な農産物の生産 | 2 飢餓をゼロに  | 【2.1】 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 |
| (2)森林の保全と活用 ①発揮を期待する機能に ②森林・木材の活用と ③林業の振興 | 15 陸の豊かさを守ろう  | 【15.2】 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 |
| (3)野生生物の保護管理 ①崖山の保全 ②野生生物の保全 ③特定外来生物の駆除 | 15 陸の豊かさを守ろう  | 【15.1】 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 【15.5】 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 【15.8】 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。 |
| (4)良好な水環境の保全 ①生活排水対策 ②良質で安全な水の安定供給 ③工場・事業場の排水対策 ④農業・畜産系の排水対策 | 6 安全な水とトイレを世界中に  | 【6.3】 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 【6.5】 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。 |
| (5)都市緑化の推進 ①本市にあった街路樹づくり ②花いっぱい運動の推進と見直し | 12 つくる責任つかう責任  | 【12.8】 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 |

| 環境基本計画 | 17の目標 | 169のターゲット |
|--|--|---|
| 2 自然環境 | | |
| <p>(6)地球温暖化防止対策</p> <p>①地球温暖化対策実行計画の策定と実践</p> <p>②アイドリングストップ、自動車利用の自粛</p> <p>③再生可能エネルギーの活用、省エネの推進</p> <p>④森林保全・緑化推進</p> | <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  | <p>【13.3】気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p> |
| 3 教育・学習環境 | | |
| <p>(1)環境教育と環境学習の推進</p> <p>①社会教育</p> <p>②学校教育</p> | <p>12 つくる責任つかう責任</p>  | <p>【12.8】2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。</p> |
| <p>(2)市民等の自発的な活動の推進・市民等の参加機会の確保</p> <p>①市民・事業者・民間団体の参加機会の確保</p> <p>②環境に関する情報の積極的な提供</p> | <p>12 つくる責任つかう責任</p>  <p>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</p>  | <p>【17.17】さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p> |